

令和5年度香川県消費生活審議会 議事概要

- 日 時 令和6年1月15日（月）13:30～15:00
- 場 所 香川県庁本館12階大会議室
- 出席委員 肥塚会長、泉委員、片山委員、木村委員、境委員、大平委員、岡委員、
篠田委員、長井委員、宮武委員、一色委員、上原委員、谷本委員、山田委員
- 議 題 (1) 令和4年度及び5年度消費者行政の概要について
(2) 令和5年度上半期消費生活相談の状況について
(3) 香川県消費者教育推進計画の取組状況について
(4) その他
- 資 料 (資料1-1) 令和4年度消費者行政の概要
(資料1-2) 令和5年度消費者行政の概要
(資料2-1) 令和4年度消費生活相談の状況
(資料2-2) 令和5年度上半期消費生活相談の状況
(資料3-1) 香川県消費者教育推進計画（H30～R4）の取組状況
(資料3-2) 香川県消費者教育推進計画（R5～R9）の取組状況
(資料4) 景品表示法（ステマ）参考資料
(参考資料) 香川県消費者教育推進計画

会長の選任

会長に肥塚委員が選出された。

公開・非公開の決定

本日の審議会は公開されることが決定された。

会長の職務代理の指名

会長の職務代理に一色委員が選出された。

消費者苦情処理委員会委員の確認

消費者苦情のあっせん又は調停を行わせるための「消費者苦情処理委員会」の委員について、案件が発生した場合、消費者代表、事業者代表、学識経験者の区分からそれぞれ1名ずつ委員を会長が指名することが承認された。

議題（1）

資料1-1及び資料1-2に基づき事務局から説明

会長)

質疑応答に入りたい。先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員)

成年年齢の引き下げにより、18歳から成人という扱いで契約等ができるようになったことで、エステの問題等の消費者問題が多く生じていると思うが、高校生に出前講座を行う等の試みは行っているか。

事務局)

小学校から大学まで、特別支援学校を含めて、消費生活センターが出前講座、くらしのセミナーといった教育・啓発活動を行っている。若者向けの講座ということでは、令和4年には8回実施し、900人が参加している。

委員)

日弁連や香川県弁護士会の消費者問題対策委員会においても、必要があれば講師派遣に協力するのでお声掛けいただきたい。

事務局)

成年年齢の引き下げにつき、若年層への講座は今後も行っていく必要があるので、ぜひご協力いただきたい。

委員)

教育啓発等の活動について、令和4年、5年共に頻繁に消費生活に関する講座を開催できていて素晴らしい。金融経済講演会はリビング高松でも告知しており、定員を上回る応募数だったと聞いている。それ以外の資格取得講座、消費者セミナーは定員を上回っているのか。

また、令和5年度において景品表示法の事業者指導が1件あったということだが、どのようなものか。

事務局)

令和5年度資格取得講座は、当初予定していた人数を超えた応募があった。多くの人に資格を取ってほしいということで、定員を増やし、応募者全員に取り組んでいただいた。消費者セミナーについても、概ね募集した人数を集めている。

景品表示法について、今年度香川県では、パッケージの書き方が優良誤認に該当する案件について1件指導を行った。

委員)

定員を超えているという事は、テーマ設定が消費者の興味のあるものだったと思われるので今後も引き続きお願いしたい。

会長)

資格取得講座は令和5年度で応募人数が増えているので今後も引き続き実施をお願いしたい。

また、香川大学法学部では消費者啓発リレー講座を開講している。2022年からは、全学共通科目にて「生命保険を考える」という講座を開講している。この講義でくらし安全安心課と連携できると、さらに充実するのではないかとと思われる。

議題(2)

資料2-1及び資料2-2に基づき事務局から説明

会長)

質疑応答に入りたい。先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員)

成年年齢引下げに関して、数値としてあまり被害がでていないことは喜ばしいが、今後も18歳未満の子供たちには、誰かに相談することの重要性を伝えていく必要があると思う。

会長)

つまり、相談件数には顕著に表れていないが、それは相談をする若い人が少ないことが一因なのではないかということか。

委員)

そのとおり。若者には、消費者被害に遭った時には黙っていないでしっかりと相談するよう伝えていく必要がある。

会長)

若い人を対象に、相談窓口についても周知しているのか。

事務局)

学校に通っている子供に直接説明する機会は限られているが、学校から要望があれば講師を派遣している。現在は188の周知に力を入れており、大学に出前講座に行った際も必ず188について周知をしている。高校生については、契約とはどのようなものなのかを解説する動画をYouTubeにて作成して、授業等で活用してもらおうといった取組みも行っている。

委員)

特別支援学校ではどのように出前講座を行っているのか。

事務局)

ロールプレイングのような形は難しいかもしれないが、昨年度は消費生活相談員が学校に伺い講義を行った。

委員)

コロナ前と後で消費の傾向が変わってきているといわれているなか、現在は相談件数が少ないが今後増えると予想されるものがあれば教えていただきたい。

事務局)

コロナが終息したことで顕著に相談件数の割合が変わったことはないと考えているが、相談の多い定期購入は、ネットショッピングが増えたことが件数を押し上げる原因になっているのではないかと考えているため、引き続きセミナー等で周知していきたい。

委員)

昨年日弁連にて、高校生、大学生が消費者問題にどのように対応しているかを聞くためにシンポジウムを開催した。その中で、相談窓口について印象に残っていることがあるので共有したい。

若者は相談しようとする際に電話をかけられない人が多い。最近はメッセージでのやりとりが多いため、電話で知らない人に相談をするのはハードルが高いということだ。窓口についてもメールやラインなどを対応させ、相談へのハードルを下げる必要があるのではないかと思う。

事務局)

消費生活センターではメールアドレスを公開している。終始やり取りをメールで行うのは難しいが、相談の取り掛かりなど、メールで対応できることはメールで相談ができる体制をとっている。

また、消費者庁などではラインのアカウントを公開しているので、それに関する周知も行っている。

委員)

資料2消費生活相談の状況のグラフについて、年代別で何の相談件数が多いのかが一目でわかるグラフがあればよりわかりやすくなると思う。

事務局)

次からの資料作成の参考にしたい。

議題(3)

資料3-1及び3-2に基づき事務局から説明

会長)

質疑応答に入りたい。先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員)

香川大学では今後、消費生活センターと協力し、家庭科の教員を目指している学生を対象に消費者トラブルについて教育を行うことを予定しているが、香川県消費者教育推進計画の施策の位置づけとしては、教員養成は枠組みとしてはどこに分類されるか。

事務局)

枠組みとしては大学生に対する教育になる。

委員)

本人たちへの啓発というよりも、将来教員として子供たちに教えることを目的しているので、施策の枠組みが単に若者向けの消費者教育ということではないと考えられるが、大学生に対する教育とはわけてはどうだろうか。

会長)

人材育成の一端と捉えることができるという意見をいただいた。事務局には意見を踏まえて検討いただきたい。

議題(4)

資料4に基づき事務局から説明

会長)

質疑応答に入りたい。先ほどの事務局の説明について、質問等があればお願いしたい。

委員)

インフルエンサーが商品紹介でお金が稼げるという話を耳にしたことがあるが、お金をもらって商品を紹介する際には広告と書けば問題ないということなのか。

事務局)

そのとおりである。広告だと分かるようにしておけば問題はない。

委員)

違法となった場合インフルエンサーと事業者でどちらが処罰されるのか。

事務局)

そこにインフルエンサーがどの程度関わっていたかなども関係するが、基本的には事業者が処罰される。

会長)

その他、事務局から補足等あればお願いしたい。

事務局)

いただいた意見をふまえ、今後の参考にさせていただく。

事務局)

以上をもって、令和5年度香川県消費生活審議会を閉会とする。